

舞鶴市職員等からの公益通報にかかる運用状況（令和3年12月）

受理した通報概要と調査結果及び措置状況

通報概要	調査結果・措置状況
<p>(1) ① A施設では、利用者や職員が拾得した金銭（拾得金）について、A施設の「拾得物取扱いマニュアル」を逸脱した取扱いを行っている。</p> <p>② A施設では、拾得金が修理物品等の購入や日計の補填に充てられている。</p>	<p>① 拾得金の取扱いについて、拾得金管理台帳が警察への提出書の控えをもって代えられているが、概ねマニュアルに沿った取扱いがなされていた。逸脱しているという通報の内容までは確認できなかった。</p> <p>② 拾得金については、警察へ届出されている実例を確認した。関係者に聴取しても、通報の内容は確認できなかった。</p> <p>【措置状況】 市長は、A施設の管理者に対し、拾得金や小口現金について、より適切な取扱いとなるようお願いした。</p>
<p>(2) 市に対する行政文書開示請求に関し、市職員が、第三者に、請求者の氏名等を暴露するとともに、請求者に請求を取り消させるよう圧力をかけた。市も請求者に対し、請求を取り消すよう圧力をかけた。</p>	<p>本件に関し、市に対して行政文書開示請求が行われた、当該請求が取り下げられたという事実は確認できなかった。</p> <p>開示請求は行われておらず、関係者に聴取しても、通報の内容は確認できなかった。</p>